

POLICE 通信

浦郷警察署 6-0121

こんにちは！浦郷警察署です。今月は、「防災」についてです。これから秋にかけて、台風シーズンです。昔から「二百十日」は台風の厄日とされてきました。台風は毎年のように日本に襲来して、大きな被害をもたらしています。しかし、風水害は突然大きな揺れに襲われる地震と違い、ある程度事前に予測できます。その典型は天気予報です。大切なのは「大雨」「暴風」などという情報を聞いたとき、どれだけ自分たちのこととして「災害」を意識するかです。情報を受けた私たちがその情報をどう生かすかが重要です。



事前の準備

危険箇所の確認

日頃からハザードマップ等で住んでいる地域の避難場所・避難経路や土砂災害等が発生するおそれのある場所を、天候の良い時に確認しておきましょう。

情報源の確認

テレビ（データ放送）、インターネット（防災サイト）等の気象情報・災害情報の見方・使い方を知っておくことが大切です。

非常持ち出し袋の準備

携帯充電器、最低限の飲料水・食料、常備薬、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、衛生用品、マスク、消毒液、体温計などを準備しておきましょう。



風水害（台風、大雨など）への備え

▶台風が近づく前に（強風対策）

船の陸揚げや固定、強風で飛ばされやすいものは、室内に入れるかロープなどで固定しましょう。

▶大雨が降り始めたら（大雨対策）

自治体から出される避難情報（警戒レベル）にも注意しましょう。避難所に行くだけでなく、安全な建物への避難や、建物の倒壊の危険がない場合には高所（2階）への避難も避難行動になります。「安全な場所」へ「早めに避難」しましょう。



令和6年度 警察官等採用試験案内

| 試験名 | 申込受付期間 | 第1次試験日 | 第1次試験合格発表日 | 第2次試験日 | 最終合格発表日 |
|--------------------------------|---------------------|--------|------------|----------------------------------|----------------|
| 警察官A (高校卒業程度) | 7月31日 ～ 8月30日 | 9月22日 | 10月11日 | 11月5日 ～ 11月7日 のうち指定する日 | 11月22日 (予定) |
| 島根県職員 (高校卒業程度) ※警察事務はこちら | | 9月29日 | | 10月28日 ～ 11月1日 のうち指定する日 | 11月下旬 |
| 島根県警察職員 (警備艇乗組員) | | | | | 10月中旬 |

※島根県警察職員（警備艇乗組員）の受験資格は、昭和39年4月2日以降に生まれた人で、一級小型船舶操縦免許を有する人（取得する見込みの人を含む）です。

※試験日程等は予定のものです。日程や受験資格等は変更になることがありますので、島根県ホームページ（島根県職員採用情報）を確認されるか、浦郷警察署総務係（6-0121）へお問い合わせください。

※採用パンフレットをお求めの方は、浦郷警察署（6-0121）へお問い合わせください。

お問い合わせ先：

島根県警察本部・警務課（☎0852-26-0110） 採用フリーダイヤル（☎0120-032-764）

ペットは 正しく 飼いましょう



🐾 犬を飼い始めたら、役場で犬の登録をしましょう

犬を飼い始めたら、飼い主には犬を登録する義務が生じます（登録手数料3,000円）。登録の際に交付された鑑札は、犬の首輪に着けるようにしてください。また、登録内容に変更があった場合や、犬が死んだ場合は役場での変更（死亡）手続きが必要です。



🐾 狂犬病予防接種は毎年必ず受けましょう

生後91日以上以上の犬は年に一度、狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。町内での集合注射で接種できなかった場合は、島外の動物病院等で接種するようお願いします。島外で予防注射をされた場合は、病院から発行される狂犬病予防注射済証を持参のうえ、役場町民課にて注射済票交付の手続きを行ってください（交付手数料550円）。



🐾 自分で管理できる範囲で飼いましょう

周囲に悪臭（糞尿被害等）による迷惑をかけないように、屋内での飼育をお願いします。複数の猫を飼うときは自分でしっかり管理できる頭数を維持できるよう避妊去勢手術を行い、モラルとルールを守って飼いましょう。

🐾 無責任な餌やりはやめましょう

猫は繁殖力が旺盛で、年平均3回の発情期があり一度に平均5匹の子猫を産みます。その子猫たちも半年後には子供を産むことが可能となり、放っておくと爆発的に増えてしまいます。必要以上に餌を与え続けると猫の集まる場所となります。その結果、猫が繁殖し更に野良猫が増えてしまうほか、糞尿や毛などによる臭気被害や衛生問題等、周囲に迷惑をかけてしまうことになります。



犬や猫は私たちの日常生活で癒しや安らぎを与えてくれ、家族と同じように生活をしている家庭も多く大切な存在となっています。最近では全国的にもペットに関して周辺へ大きな迷惑をかけているケースも珍しくありません。ペットを飼われている方はルールとマナーを守り、最後まで責任を持って適切に飼いましょう。

西ノ島町役場 町民課 ☎ 6-0103 / 隠岐保健所（島前） ☎ 7-8121